

国民生活審議会 第11回消費者安全に関する検討委員会 議事要旨

日時：平成21年6月19日（金）11時～12時5分

場所：内閣府本府庁舎3階第3特別会議室

出席者：（委員）

升田委員長、青木委員、加来委員、越山委員、佐藤委員、佐野委員、島野委員、鶴岡委員、中川委員、早川委員、原委員、廣瀬委員、古田委員、向殿委員、望月委員、山上委員

（事務局）

野田内閣府特命担当大臣、田中国民生活局長、岡田国民生活局審議官、野村国民生活局消費者安全課長 他

概要：

1 開会

2 報告書取りまとめ案についての意見交換

事務局より消費者庁及び消費者委員会関連三法成立の経緯、ポイント等、並びに第10回委員会における議論を踏まえた報告書取りまとめ案について説明。意見交換の後、委員会として報告書案につき了承。取りまとめた報告書については委員長から消費者政策部会に報告することを確認。

各委員からの主な意見等

- ・EUでは、一般製品安全指令において市場に置かれる全ての製品は安全でなければならない旨の基本的な理念が定められているところ、消費者安全法には同様の規定がないと思われる。このような基本的な理念、哲学の検討も必要ではないか。
- ・日本は良い物を製造しているが、安全基準の策定においては国際的にリードする立場にはないと考えられる。国際的に通用する安全基準を打ち出していくことが必要ではないか。
- ・事故情報の公表については、真実性の確保や風評被害の観点などの課題もあるが、国民の信頼を得るためには、積極的な公開に向け手法を検討していく必要があるのではないか。
- ・要注意情報の抽出においては、事故情報に最初に接した人の対応が重要なので、この点に留意した運用を行っていく必要があるのではないか。
- ・事故の原因究明は非常に重要であるので、報告書に記載されたように、調査権限を持った事故調査委員会の設置に向けた検討を進めていただきたい。
- ・「消費者事故情報一元化システムの全体像（イメージ図）」中、国民と消費者庁、国民と関係府省庁・機関との関係は、双方向の矢印で記載すべきではないか。

3 野田大臣の挨拶、委員との懇談

4 閉会

以 上

(配布資料)

資料 消費者安全に関する検討委員会報告書案

参考資料 消費者庁及び消費者委員会関係資料

参考1 消費者庁及び消費者委員会関連3法案の審議経過について

参考2 消費者庁及び消費者委員会創設後の消費者行政のイメージ

参考3 消費者庁関連3法のポイントについて

* 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

* 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局消費者安全課

電話：03 - 3581 - 7735